

住居確保給付金について

【問い合わせ先】

ひろさき生活・仕事応援センター 電話：0172-38-1260

○ 離職・廃業（以下「離職等」）又は本人の責め等によらず就業機会が減少し、離職や廃業と同等程度の状態（以下「やむを得ない休業等」）にあり、住宅を喪失する又はそのおそれがある方を対象として家賃相当分を支給し、住居及び就労機会の確保に自立相談支援機関による就労支援等を実施する。

■ 支援内容

支給額等：生活保護住宅扶助に基づく支給額を上限に、収入に応じて調整された額（上限あり）を大家等へ代理納付

支給期間：3か月間（最大9か月間）1回に限り再支給の特例が可能（R4.6月末までの申請に限る）

支給額：住宅扶助基準による。ただし、基準額を超える場合は以下の式による
(基準額+ひと月当たりの家賃額（賃貸借契約に記載された実際の家賃額）) - 世帯収入

■ 支援要件

■ 離職等により経済的に困窮し、住居の喪失又は喪失のおそれのある方	■ やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失のおそれのある方
<input type="checkbox"/> 申請日において、離職・廃業の日から2年以内である。	<input type="checkbox"/> 本人の責めによらず、就業機会が減少する等により給与等が減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある。
<input type="checkbox"/> 離職等の日において、その属する世帯の生計を主として維持していた。	<input type="checkbox"/> 申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持している。
<input type="checkbox"/> 申請日の属する月における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が、基準額に申請者の居住する賃貸住宅の家賃額（ただし、住宅扶助基準に基づく額を上限）を合算した額以下である。 【基準額】 単身：7.8万円 2人：11.5万円 3人：14万円 4人：17.5万円 5人：20.9万円 【住宅扶助基準（一般）】 単身：3万円以下 2人：3.6万円 3人～5人：3.9万円 6人：4.2万円 7人以上：4.7万円	
<input type="checkbox"/> 申請日における、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の所有する金融資産の合計額が基準額×6（上限100万円）以下であること。ただし再支給の際には基準額×3（上限50万円）以下であること。 【資産要件】 単身：46.8万円 2人：69.0万円 3人：84.0万円 4人以上：100万円	
<input type="checkbox"/> 離職・廃業・再々延長の方はハローワーク(公共職業安定所)に求職の申込みをし、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動を行う。	
<input type="checkbox"/> 一国の雇用施策による給付(職業訓練受講給付金)又は自治体等が実施する離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていない。	
<input type="checkbox"/> 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でない。	

■ 必要書類等

■ 必要書類

- 住居確保給付金申請時確認書（様式1-1A）
- 生活困窮者住居確保給付金支給申請書（様式1-1）
- 本人確認書類
（運転免許証・住基カード・住民票等）
- 同一世帯のうち、収入がある者について申請月の収入が確認できるもの
- 同一世帯のうち、申請日の金融機関の全通帳の写し
- 求職者受付票の写し
- 賃貸借契約書の写し（アパート賃貸借契約書）

■ 状態に応じて必要となる書類

【住居喪失者】

- 入居予定住宅に関する状況通知書（様式2-1）

【住居喪失のおそれのある者】

- 入居に関する状況通知書（様式2-2）

【離職・廃業した者】

- 2年以内に離職又は廃業したことが確認できる書類
（雇用保険受給資格証明書、廃業届等）

- 求職申込・雇用施策利用状況確認票

【やむを得ない休業等の状況にある者】

- 就業機会等の減少が比較・確認できる書類
（給与の明細、源泉徴収票、確定申告の写し等）

※ その他、必要に応じて書類の提出を求められる場合があります。

■ 受給するために実施していただくこと

【離職・廃業・再々延長の方】

- ①月1回以上、自立支援機関の面接等を受ける
- ②月2回以上、公共職業安定所で職業相談等の実施
- ③週1回以上、求人先へ応募等をおこなう

【休業等の方】

- ①月1回以上、自立支援機関の面接等を受ける
- ②休業等の状況について自立支援機関に報告
- ③自立支援機関が作成するプランに基づき活動

※ 実施できない場合、支給中止となる場合もある。